

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
58	小児慢性特定疾病医療費支給認定事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

松本市は、小児慢性特定疾病医療費支給認定事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

長野県松本市

公表日

令和8年9月1日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	小児慢性特定疾病医療費支給認定事務
②事務の概要	児童福祉法(第6条の2に定義する小児慢性特定疾病医療支援及び第19条の2～8の小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務)の規定に基づき、小児慢性特定疾病にかかっている児童等の療養にかかる経済的な負担軽減を図り、その者の健全な育成及び福祉の向上を図ることを目的に、小児慢性特定疾病医療支援に要した費用について、小児慢性特定疾病医療費を支給する。 ①小児慢性特定疾病医療支給認定の申請(変更の申請を含む)書類に記載された内容を確認する。 ②自己負担上限月額(階層区分)の決定のため、生活保護受給状況、市民税課税状況、所得、年金給付情報を確認する。 ③小児慢性特定疾病審査会において審査を行うための書類を作成する。 ④支給認定の可否を判断し、認定した場合は小児慢性特定疾病医療受給者証及び自己負担上限額管理票を作成し、受給者に交付する。 ⑤支給認定をしないことと判断した場合は、当該申請者に対して、支給認定をしない旨の通知書を交付する。 ⑥公費負担医療の請求管理を行う。 ⑦支給認定の履歴の管理を行う。(台帳の作成) ⑧転入者が受給者であった場合、転入前自治体に受給状況の確認を行い、支給判断を行う。 本事務における特定個人情報ファイルは、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という)及び児童福祉法に基づき、以下の事務において、照会および提供を行う。 ①小児慢性特定疾病医療支給認定の申請(変更の申請を含む)書類に記載された内容を確認する。 ②自己負担上限月額(階層区分)の決定のため、生活保護受給状況、市民税課税状況、所得、年金給付情報を確認する。 ⑦支給認定の履歴の管理を行う。(台帳の作成) <Public Medical Hub(PMH)を活用した情報連携に係る小児慢性特定疾病医療費支給認定事務> ・情報連携のため、本市は、Public Medical Hub(PMH)へ本事務に係る対象者の個人番号を含む対象者情報、公費資格情報の紐付け及び登録を行う。 ・住民は、マイナポータルを介して、自身の本事務に係る公費医療費助成の資格情報の取得/閲覧が可能となる。 ・住民が、医療機関受診時に公費医療費助成の給付を受ける際に、従来の紙の受給者証に代えて、マイナンバーカードをオンライン資格確認端末で用いることにより、資格情報を医療機関が取得/閲覧することが可能となる。
③システムの名称	中間サーバー 団体内統合宛名システム 小児慢性特定疾病システム Public Medical Hub (PMH)
2. 特定個人情報ファイル名	
小児慢性特定疾病医療費支給認定情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表8の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令第7条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<選択肢> [実施する] 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 (情報提供の根拠): 42、80、125、161の項 (情報照会の根拠): 13の項

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	こども若者部 こども福祉課
②所属長の役職名	こども福祉課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	こども若者部 こども福祉課 【〒390-8620 長野県松本市丸の内3番7号 電話:0263-33-9855】
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	こども若者部 こども福祉課 【〒390-8620 長野県松本市丸の内3番7号 電話:0263-33-9855】
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人未満(任意実施)] ＜選択肢＞ 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和8年9月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] ＜選択肢＞ 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和8年9月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] ＜選択肢＞ 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書	2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る積極的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底を行っている。また、申請書に記載された個人番号および本人情報のデータベースへの入力の局面で特定個人情報の取り扱いに関して手作業が介在するが、複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。	
9. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検 [○] 内部監査 [] 外部監査	
10. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	[十分にしている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分にしている 3) 十分にしていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[③ 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務において、職員毎に利用権限を設定しており、担当課による管理を徹底している。権限のないものによる不正使用リスクへの対策は十分であると考虑される。	

變更箇所

[illegible]